

# 信徒のための手引書



パドヴァの聖アントニオ  
カトリック瀬田教会

---

この小冊子はカトリック瀬田教会の信徒の皆さまが共に信仰の道を歩んで信徒同士の交流を深め、教会活動にご一緒に参加されるための手引きとして作成されました。日々の信仰生活のお役に立つことができれば幸いです。

## 目次

1	教会略歴	.....	P1
2	瀬田教会の運営組織	.....	P3
3	教会での集い	.....	P4
4	献金	.....	P7
5	日々の信仰のために	.....	P9
6	各種手続き	.....	P12

第1版 2018年  
編集・発行 カトリック瀬田教会信徒会広報部

## 1 教会略歴

- 
- 1951年 フランシスコ会シニューゼンベルグ師によって瀬田の丘に土地を得た
- 
- 1952年 修道院と小聖堂が建てられ9月12日土井大司教によって祝別された  
初代主任司祭アベル・モールマン師が着任して瀬田教会が始められた
- 
- 1953年 第二代主任司祭ゲラルド・ピオトロスキー師就任 最初の洗礼が行われた
- 
- 1954年 アントニオ神学校校舎落成式 5月1日祝別式 第一回の堅信が行われた
- 
- 1957年 新聖堂（旧信徒会館）が土井大司教によって祝別された
- 
- 1960年 現在の聖堂が完成 6月11日に長江司教によって祝別された  
第三代主任司祭ダマス・ゴーラ師就任
- 
- 1962年 第四代主任司祭前川登師就任
- 
- 1964年 第五代主任司祭エウジェニオ・ピンチ師就任
- 
- 1970年 第六代主任司祭中田藤太師就任
- 
- 1972年 第七代主任司祭タルチシウス・ロア師就任
- 
- 1974年 アントニオ会館設立 隣接地にマリアの宣教者修道院設立
- 
- 1975年 第八代主任司祭カリスト・スイニー師就任
- 
- 1977年 第九代主任司祭秋元春雄師就任 25周年記念式典を祝う
-

1984年 第十代主任司祭菊池勝師就任

1987年 第十一代主任司祭山辺剛師就任

1990年 第十二代主任司祭南雲正晴師就任

1996年 第十三代主任司祭小高毅師就任

1999年 第十四代主任司祭谷沢律師就任

2002年 第十五代主任司祭ウルバン・サワビエ師就任

2005年 第十六代主任司祭小高毅師就任

2008年 第十七代主任司祭湯澤民夫師就任

2017年 第十八代主任司祭小西広志師就任

---

## 2 瀬田教会の運営組織

瀬田教会には、主任司祭のもとで教会共同体の運営を円滑に行い、信徒同士の交流を深め、信徒の奉仕活動を推進するために信徒会があります。信徒会は本教会に在籍する信徒をもって組織されています。信徒会の運営は運営協議会などで信徒の提案をうけ意見を聴取し教会委員会で採択決定を経て実施します。

### 2-1 信徒会委員（教会委員）

委員は信徒会に在籍する25歳以上の者で信徒の推薦により委員会が選出し主任司祭の同意と信徒総会の承認を得て任命されます。任期は原則2年です。（信徒会規約第3条、規約施行細則）

### 2-2 信徒委員会（教会委員会）

本委員会は、教会共同体全体の運営を主任司祭とともに協議し次の職務を行います。（信徒会規約第5条）

- 信徒会運営上の企画および関連事項の決定
- 信徒会の資産および教会より委託された資産の運営管理
- 関係活動群の育成
- 教区、小教区、諸団体との連絡および渉外用務
- 広報およびその他必要な事項

### 3 教会での集い

#### 3-1 主日のミサに参加する

自分の所属する教会でミサにあずかることが基本です。もちろん、必要に応じて他の教会のミサに参加することもできます。ミサの開催時間は午前7時と午前9時半からです。「復活の主日」、「主の降誕」など特定の典礼日のミサはその都度掲示板などでお知らせします。

#### 3-2 駐車についてのお願ひ

運転席等、外部から見やすいところに運転者のお名前を記載したものを掲示してください。修道院奥の屋根付き駐車場は修道院専用のスペースですので、駐車はご遠慮ください。

#### 3-3 ミサの中での意向を希望されるときは

追悼などの意向がありましたら、希望日、意向、依頼者名を記入した紙と献金（任意の額）を備え付けの「教会献金封筒」に入れて主任司祭にお申し出ください。

#### 3-4 信徒活動に参加する

瀬田教会には、次の部会、委員会、活動グループがあります。それぞれの集まりに参加してお知り合いを増やし共に共同体に奉仕しましょう。入会をご希望の方は、教会委員に申し出てください。

< 典礼部 >

ミサ奉仕

- ・侍者会
- ・聖歌隊
- ・聖体奉仕
- ・聖書朗読
- ・奉納
- ・会場整理

冠婚葬祭

- ・結婚式係
- ・葬儀係

< 福音宣教部 >

- ・土曜学校
- ・入門講座

< 総務部 >

- ・信徒名簿管理
- ・施設清掃、営繕

< 財務部 >

- ・信徒会会計

< 広報部 >

- ・公報（瀬田の丘）発行
- ・お知らせ作製
- ・教会掲示物管理

### 3-5 主な年間行事

私達はカトリック教会の教会暦に沿いながら、次の行事を行っています。祝祭日を祝い、信徒同士の分かち合いをする集いなどがあります。行事の詳細はその都度、事前にご案内します。皆様が様々な形で参加して、信仰を深め、教会の維持・発展に努められ、信徒の皆様との交流を増やされることを望みます。

1月	信徒総会、成人のお祝い、受洗者・転入者歓迎会
2月または3月	四旬節黙想会
3月または4月	復活祭
5月	バザー
6月	初聖体
9月	敬老の集い
11月または12月	待降節黙想会、ミニバザー
12月	降誕祭

## 4 献金

### 4-1 教会献金（教会維持費）

カトリック瀬田教会に所属する私たちには共同体を維持運営していくための経済的負担をする義務があります。その一つとして、教会献金を納めていただくことになっております。納入方法には以下の二通りがありますので、いずれかの方法でお納め下さい。

- 現金納入 主日のミサに参加する際、所定の「教会献金袋」にて聖堂内に置いている教会献金納入用の箱にお入れ下さい。納入袋はアントニオ会館事務室にて随時お渡しできますので、お問い合わせください。
- 郵便振替 郵便局備え付けの所定の用紙にて下記の口座宛送金してください。その際、何年何月分を送金するのかを連絡欄に明記してください。

記号：10130 番号：5475642 名義：カトリック瀬田教会信徒会
--

### 4-2 ミサ献金

ミサ中に献金籠が回りますので献金（任意の額）をお入れください。

### 4-3 臨時献金

クリスマス献金、災害支援などの臨時の献金を募る場合もあります。聖堂後方に都度用意された献金箱に献金（任意の額）をお入れください。

#### 4-4 冠婚葬祭の献金

瀬田教会で結婚式や葬儀を挙げる場合の献金の目安は冊子「冠婚葬祭献金の目安」をご参照ください。尚、献金額についてはあくまでも目安ですので、主任司祭にご相談ください。

## 5 日々の信仰のために

### 5-1 子どもの洗礼

子供の洗礼をご希望の方は主任司祭にご相談ください。

### 5-2 子どもの信仰教育

#### <土曜学校（教会学校）>

就学時期になったら「土曜学校」に参加させてください。瀬田教会では土曜日午後3時から土曜学校を行っています。信徒が教会学校のリーダーをつとめています。洗礼を受けていない子どもの参加も歓迎します。保護者の方は主任司祭または教会学校リーダーに申し出てください。きょうだい合宿、クリスマス会などの楽しい行事があります。

### 5-3 初聖体

子どもが初聖体を受けるには、聖体に対する認識が可能な年齢になっていることが必要です。尚、当教会では概ね8歳を目安としております。主任司祭から初聖体の準備として子どもと両親の勉強会の案内が出されます。

### 5-4 様々な祝福を依頼するとき

子どもたちを祝福されたイエスにならい教会もまた、七五三、あるいは土曜学校のそれぞれの節目で子どもたちを祝福します。その他、日々の生活に関わる土地（地鎮祭）、家屋（建前）、車などの祝福についても主任司祭に直接相談し、ご依頼ください。

## 5-5 堅信

堅信式の日取り、場所などはその都度ご案内します。受堅対象者は堅信を授けて頂くために前もって主任司祭による勉強会に参加していただきます。成人後もまだ堅信の秘跡を受けていない人は主任司祭にご相談ください。

## 5-6 結婚

結婚される方は先ず主任司祭に相談してください。挙式の場所、日時は主任司祭とご相談の上、決めてください。

より豊かな結婚生活のために「結婚準備講座」に参加してください。当教会で挙式される場合は、主任司祭の指示により、聖堂内での必要な奉仕を「冠婚葬祭係」が担当します。

## 5-7 ゆるしの秘跡

少なくとも年に一回はゆるしの秘跡を受けることが勧められています。ゆるしの秘跡を受けたい場合は、いつでも司祭に相談してください。

## 5-8 病者の塗油

病気や事故で入院したとき、お年寄りや身体が弱くなった時などに「病者の塗油」を主任司祭に依頼することができます。

## 5-9 葬儀

### < 帰天に際して >

病気や事故などで信徒に死の危険が迫っているときは、早めに主任司祭に連絡をしてください。

帰天なさった場合は、主任司祭に連絡をしてください。

## 6 各種手続き

### 6-1 家族の状況や住所が変わったとき

次のような変更が生じたときは、直ちに主任司祭に申し出て、必要な手続きを行ってください。

#### <転入>

これまで所属されていた教会の「転出証明書」を添えて主任司祭に提出してください。

#### <当小教区（瀬田教会の管轄地域）内での移動・変更>

住所、電話番号、氏名などの変更をした方は、主任司祭に申し出て、必要な手続きをとってください。

#### <結婚>

結婚に伴って、住所や氏名などの変更、または転出がある場合は、主任司祭に申し出て、必要な手続きをとって下さい。

#### <帰天>

所属する信徒の葬儀が終えられた後、主任司祭に申し出て、必要な手続きをとってください。

## <転出>

転居などで他の地域の教会に移るとき、転居先の地域の教会に籍を移します。瀬田教会から転出するときは、新住所並びに新所属教会が決まってから、「転出証明書発行願い」の用紙に記入して主任司祭に提出してください。主任司祭は「転出証明書」渡しますので、転出先地域の教会の主任司祭に「転出証明書」を提出してください。

